

入 札 説 明 書

令和 5 年札幌市告示第 1654 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 5 年（2023 年）4 月 3 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課観光魅力づくり担当

（電話 011-211-2376 担当：横田）

3 入札に付する事項

(1) 業務名 令和 5 年度定山溪二見公園内植栽管理業務

(2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日～令和 5 年（2023 年）11 月 30 日まで

(4) 履行場所 定山溪二見公園（南区定山溪温泉西 4 丁目）

(5) 入札書の記載方法

紙入札により総価で入札すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が役務（一般サービス業）」の「公園街路樹等管理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

(6) 事業所(本店、支店等)が札幌市内にあること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和 5 年 4 月 10 日（月）10 時 00 分（送付による場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所

令和 5 年 4 月 10 日（月）14 時 00 分

札幌市経済観光局観光・MICE 推進課会議室

(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 15 階)

(4) 入札書の提出方法

入札書は様式 1「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 5 年 4 月 10 日（月）14 時 00 分開札「令和 5 年度定山溪二見公園内植栽管理業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 5 年 4 月 10 日（月）10 時 00 分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 5 年 4 月 10 日（月）14 時 00 分開札「令和 5 年度定山溪二見公園内植栽管理業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 5 年 4 月 10 日（月）10 時 00 分までに送付しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はメール（kanko@city.sapporo.jp）により提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 5 年 4 月 4 日（火）までの 8 時 45 分から 17 時 15 分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 5 年 4 月 5 日（水）以降、上記 2 にて閲覧に供するとともに、ホームページ（札幌市「札幌の観光行政」）に掲載する。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提示の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（様式 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式 2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別紙参照）を、令和 5 年 4 月 7 日（金）17 時 15 分までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく

じを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。

(7) 契約条項

別添のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(9) 各種問い合わせ先

〒060－8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 15F 北側

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課観光魅力づくり担当

電話：011-211-2376 担当：横田

メールアドレス kanko@city.sapporo.jp